

平成 21 年 6 月 9 日

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援機構関西 御中

三菱 UFJ ニコス株式会社

冠省 貴団体から、2009 年 6 月 2 日付「ご連絡」にて、同日付「貴社（弊社）の『カード会員規約』について（申し入れの終了）」の「2. 貴社の回答の概要」の確認のご依頼を賜りました。

詳細につきましては、平成 20 年 11 月 28 日付回答の通りでございますが、その概要につきましては、概ね貴団体がおまとめになった通りかと存じます。

弊社においては、クレジットカードの不正利用を防止すること及びこれによって会員さまの財産を保護することがクレジットカード会社の責任であると考えており、今後も不正利用防止のためのシステム整備及び会員さまへの暗証番号の管理に関するご注意の喚起を行っていく所存であります。

草々